

食事療養標準負担額について

入院時の食事に係る自己負担額につきまして、令和8年6月1日から以下のとおり変更となります。

入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般 (70歳未満)	70歳以上 の方	食事療養費標準負担額(1食あたり)			
		令和8年5月31日まで		令和8年6月1日から	
一般	現役並み所得 一般	510円		550円	
指定難病患者等		300円		330円	
低所得者	低所得者Ⅱ	90日目までの入院	240円	90日目までの入院	270円
		91日目以降の入院	190円	91日目以降の入院	220円
	低所得者Ⅰ	110円		130円	

※詳細につきましては医療事務室(平日 8時30分～17時15分)までお問い合わせください。

独立行政法人国立病院機構
山口宇部医療センター 院長